

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第4補給処調達部長  
宇賀 靖展

契約条項の一部改正について

- 1 II 特約条項42「特定秘密の保護に関する特約条項」の一部を次のとおり改めました。

旧	新
<p>(乙の秘密保全規則の変更の際の許可等)</p> <p><b>第3条</b> 乙は、〇〇(防衛省本省における適合事業者の審査を実施した者)の審査を受けた令第13条に規定する規程(以下「秘密保全規則」という。)並びに特定秘密の保護に関する業務を管理する者(以下「業務管理者」という。)、特定秘密の保護に関する教育の内容及び特定秘密の保護のために必要な施設設備(以下「施設設備」という。)の状況に変更がある場合には、あらかじめ、変更に関する資料を審査を実施した者に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p><b>2</b> 乙は、毎年、〇〇(防衛省本省における適合事業者の審査を実施した者)が指示する時期に、令第13条に従って講じた措置の内容を、報告しなければならない。</p>	<p>(乙の秘密保全規則の変更の際の許可等)</p> <p><b>第3条</b> 乙は、<u>航空幕僚長</u>の審査を受けた令第13条に規定する規程(以下「秘密保全規則」という。)並びに特定秘密の保護に関する業務を管理する者(以下「業務管理者」という。)、特定秘密の保護に関する教育の内容及び特定秘密の保護のために必要な施設設備(以下「施設設備」という。)の状況に変更がある場合には、あらかじめ、変更に関する資料を審査を実施した者に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p><b>2</b> 乙は、毎年、<u>航空幕僚長</u>が指示する時期に、令第13条に従って講じた措置の内容を、報告しなければならない。</p>

- 2 II 特約条項43「適正評価に関する特約条項」の一部を次のとおり改めました。

旧	新
<p>(事後の事情の変化に関する報告)</p> <p><b>第6条</b> 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、教育等を通じて「特定秘密の保護に関する誓約書」に基づく</p>	<p>(事後の事情の変化に関する報告)</p> <p><b>第6条</b> 乙は、過去5年以内に適性評価の結果適性があると認められた従業者であって、現に特定秘密を取り扱っている者又は新たに特定秘密を取り扱わせようとしている者について、教育等を通じて「特定秘密の保護に関する誓約書」に基づく</p>

<p>申出を徹底させるとともに、面談等の機会を活用し、次に掲げる事情が職務の内外を問わず生じていないかどうかの確認を行い、状況の変化の継続的な把握に努めなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p>	<p>申出を徹底させるとともに、面談等の機会を活用し、次に掲げる事情が職務の内外を問わず生じていないかどうかの確認を<u>年1回以上</u>行い、状況の変化の継続的な把握に努めなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p>	
--	--	--

本特約条項等は、令和8年4月1日以降の該当契約に適用されます。